

小郡市監査委員公表第16号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和6年5月27日に小郡市長から、令和6年6月3日に小郡市農業委員会会長から、定期監査の結果に関する措置状況について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和6年7月30日

小郡市監査委員 高山 晃
小郡市監査委員 後藤 理恵

定期監査の結果に関する措置状況

第1 監査結果と措置の件数

- 小監公表第5号（令和5年2月8日付 長寿支援課）分
..... 1件
- 小監公表第9号（令和6年3月11日付 農業委員会）分
..... 3件

第2 講じた措置の内容以下のとおり

小監公表第5号（令和5年2月8日付 長寿支援課）分

監査の結果	措置の状況
<p>1. 契約事務について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>地域包括支援センター運営業務について、契約の相手方から提出された収支予算書に記載されている委託料の金額が、契約書に記載されている業務委託料の金額と異なっていたが、そのまま受理していた。</p> <p>契約の適正な履行を確保するため、監督し、契約の相手方に必要な指示をしなければならぬ。契約の相手方から提出された書類を確認し、必要な指示をするなど、適正な事務処理を行われない。</p>	<p>契約の相手方に、収支予算書に記載する委託料の金額と業務委託料の金額が一致するよう指示を行った。</p> <p>その結果、令和5年度については、収支予算書に記載されている委託料と業務委託料について確認を行い、契約の適正な履行を確保した。</p>

小監公表第9号 (令和6年3月11日付 農業委員会) 分

監査の結果	措置の状況
<p>1. ソフトライセンス料の契約及び支払事務について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業により導入したタブレット端末に係るMDM（モバイルデバイス管理）の契約について、以下の点が見られた。</p>	
<p>ア 契約締結について</p> <p>利用期間の始期は令和5年4月1日となっているが、令和5年4月28日に契約締結していた。</p> <p>地方自治法第234条第5項の規定により、契約書に記名押印しなければ、契約は確定しない。適正な時期に契約締結を行われたい。</p>	<p>令和6年度の契約より4月1日に契約を締結し、適正な事務処理を行った。</p>
<p>イ 支出負担行為として整理する時期について</p> <p>契約締結時に支出負担行為をしておらず、支出負担行為兼支出命令書により支出していた。</p> <p>使用料及び賃借料で契約を締結する場合の「支出負担行為として整理する時期」は「契約締結をするとき」であり、支出負担行為兼支出命令書による支出処理はできない。適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>令和6年度の契約より契約締結時に支出負担行為を行い、適正な事務を行った。</p>
<p>ウ 支払遅延について</p> <p>事務の失念により、契約で定められた期限までに代金を支払っていなかった。</p> <p>予算執行者は、当該支出に係る支出命令書を当該支払期日の7日前までに会計管理者に送付しなければならない。定められた支払期限を過ぎないように事務処理を行われたい。</p>	<p>令和6年度より定められた期限までの支払いを行い、適正な事務を行った。</p>